

## 神奈川県ふっこう割事業実施要領

## (趣旨)

第1条 令和元年10月の台風第19号がもたらした被害の影響により落ち込んだ神奈川県内の被災地域への観光需要の早期回復及び喚起を目的として、国が交付する「令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金」を活用し、国内及び外国人旅行者を対象とした旅行商品の代金及び宿泊料金に対し、予算の範囲内において、この要領（以下「本要領」という。）の規定に基づき、支援金を交付する事業（以下「ふっこう割事業」という。）を実施する。

## (事務局)

第2条 申請の受付、交付決定の通知その他ふっこう割事業に関する手続きは神奈川県ふっこう割事業事務局（以下「事務局」という。）が行うこととする。

## (事業内容)

第3条 ふっこう割事業における支援対象は、その支援の対象となる地域（以下「対象地域」という。）において1泊以上する旅行商品の代金及び宿泊料金（以下「旅行・宿泊代金」という。）とする。

## (対象地域)

第4条 対象地域は川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町及び清川村とする。

## (対象事業者)

第5条 支援金の交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、法人の場合、申請は一つにまとめることとする。

- (1) 旅行業法第3条に規定する登録を受けた旅行者及び旅行者代理業者（以下「旅行者等」という。）であり、日本国内における販売及び神奈川県への送客において相応の実績を持つと認められる者。
- (2) 日本国内に法人格を有する OTA (Online Travel Agent) であり、日本国内における販売及び神奈川県への送客において相応の実績を持つと認められる者。
- (3) 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を運営する事業者は除く。）であり、旅行者等又はOTAと送客に関する契約等を有しないものとして事務局の指定を受けた者。
- (4) 海外で旅行に関する事業を営む法人であり、日本国内における販売及び神奈川県への送客において相応の実績を持つと認められる者。
- (5) その他、事務局が交付対象者として認めた者。

2 前項の各号に掲げる対象事業者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 神奈川県ふっこう割事業事務局との間に生じる必要なすべての手続きにおいて日本語のみで対応可能な者。
- (2) 次のいずれかに該当する者。
  - ア 国内に銀行口座を有する者。
  - イ ツアーオペレーター品質認証制度（事務局：一般社団法人日本旅行業協会）の

認証を受けたランドオペレーターと精算代行契約を締結した者。

(3) 交付決定後、速やかに補助事業を開始できる者。

#### (支援対象経費)

第6条 支援対象経費は、神奈川県対象地域に1泊以上する旅行商品代金又は神奈川県対象地域における宿泊料金が割引かれる場合の割引額とすること。

2 対象事業者は、ふっこう割事業の対象となる商品の販売に際しては、ふっこう割事業であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。

3 前項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除く。

(1) ビジネス目的での宿泊と事務局が判断するもの

(2) 国、神奈川県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの

例：招待旅行、研修旅行など

(3) 国、神奈川県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの

(4) 既に自治体からの助成等を受けて販売しているもの

(5) 旅行催行の実現性が低いと事務局が判断するもの

(6) その他、県及び事務局が不相当と認めるもの

#### (支援金の額)

第7条 支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊・旅行代金が1人1泊当たり10,000円以上の場合 1人1泊当たり5,000円。

(2) 宿泊・旅行代金が1人1泊当たり6,000円以上10,000円未満の場合 1人1泊当たり3,000円

2 1人1回の旅行当たりの上限額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日本人及び在留外国人旅行者の場合 1人1旅行当たり15,000円。

(2) 外国人旅行者の場合 1人1旅行当たり50,000円。

3 前項に定める上限額は、国が交付する「令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金」を活用した他都県の支援金事業による支援額がある場合、その額とする。

#### (対象期間)

第8条 ふっこう割事業の対象となる期間は、交付決定の日以降に旅行・宿泊予約を行い、令和2年2月28日までに宿泊を終了した分までとする。

2 対象事業者がふっこう割事業を受けて販売する企画旅行（旅行業法第2条第1項第1号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。）については、最終宿泊日が前項の期間内となるものを対象とする。

#### (交付申請)

第9条 第7条で定める支援金の交付を受けようとする対象事業者は、支援金交付申請書（様式第1号、宿泊事業者については様式第1号の2）を提出するものとする。

2 支援金交付申請書に添付する書類については次のとおりとする。

(1) 第5条第1号、第2号、第4号及び第5号で規定する事業者（旅行会社、OTA等）

ア 誓約書

- イ 支援金算出シート（様式第2号）
  - ウ 行程表、宿泊・旅行プラン等、ふっこう割事業で販売する内容・手法が分かる書類
  - エ 口座確認書（様式第13号）
  - オ その他事務局が必要と認める書類
- (2) 第5条第3号で規定する宿泊事業者
- ア 誓約書
  - イ 支援金算出シート（様式第2号）
  - ウ 宿泊施設のパンフレット等概要が分かるもの
  - エ 宿泊料金表
  - オ 口座確認書（様式第13号）
  - カ その他事務局が必要と認める書類
- 3 支援金交付申請書及び添付書類の提出先、提出期間及び部数については次のとおりとする。
- (1) 提出先  
神奈川県ふっこう割事業事務局  
住所：〒140-0011 東京都品川区東大井2-13-8ケイヒン東大井ビル4階  
電話：03-6404-8720 FAX：03-5762-0320  
Mail：fukkouwari\_kanagawa@nta.co.jp
- (2) 提出期間  
1次募集 令和元年12月19日（木）から12月24日（火）17時まで  
2次募集 令和2年1月06日（月）から1月09日（木）17時まで
- (3) 提出部数  
1部（原本）
- (4) 提出方法  
郵送又は持参とする。ただし、書類の発送から事務局への到達に相当な時間を要する等、提出期間中の提出が困難な場合、提出期限までに電子メールにより申請を行い、別途原本を送付することを認めることとする。なお、この場合の交付決定は、事務局において原本を受理した後とする。

#### （交付決定額の通知）

第10条 事務局は、申請内容を審査の上、支援の可否及び支援限度額を決定し、対象事業者に採用通知する。また、審査のうえ対象事業者にならなかった場合は不採用通知を行う（様式第3号、様式第3号の2）

#### （交付決定額の変更）

第11条 交付決定額通知後に、次に掲げる事由により支援対象者が実施計画の変更をしようとする場合は、支援金変更申請書（様式第4号）を事前に事務局に提出しなければならない。

- (1) 支援目的に変更をもたらす、事業の実施内容の変更（配分希望額の変更等）
  - (2) 交付決定額の上限を超える変更
- 2 変更申請書に添付する書類及び提出先等については次のとおりとする。
- (1) 支援金算出シート（様式第2号）
  - (2) その他事務局が必要と認める書類
- 3 第1項の規定に基づく支援事業の内容等の変更の通知は、支援金の交付決定額に変更を生じるときは支援金変更交付決定通知書（様式第5号）により、支援金の交付決

定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（様式第6号）により行うものとする。

- 4 事務局は1月次の実績報告において、交付決定額を著しく下回る場合においては、支援金交付額の減額を要請する。

（実績報告）

第12条 対象事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書（様式第7号）を別途定める期日までに事務局に提出しなければならない。

- 2 実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 実績内訳シート（様式第9号）
- (3) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類（宿泊証明書、旅行特別補償保険に関する書類等）ただし第5条第1号、第2号、第4号及び第5号で規定する事業者に限る
- (4) 宿泊割引確認書（様式14号）ただし第5条(3)に該当する宿泊事業者に限る
- (5) その他事務局が必要と認めるもの

（支援金の請求）

第13条 対象事業者は、前条の実績報告に合わせて請求書（様式第10号）を提出しなければならない、

（月次報告）

第14条 対象事業者は、毎月末時点で全ての事業が完了していない場合、当月1日から末日までの実績を月次報告書（様式第11号）により、翌月15日までに事務局へ提出しなければならない。

- 2 月次報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 月次報告書（様式第11号）
- (2) 事業実績書（様式第8号）
- (3) 実績内訳シート（様式第9号）
- (4) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類（宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類等）ただし第5条第1号、第2号、第4号及び第5号で規定する事業者に限る
- (5) 宿泊割引確認書（様式14号）ただし第5条(3)に該当する宿泊事業者に限る
- (6) その他事務局が必要と認めるもの

（月次請求）

第15条 対象事業者は、前条の月次報告にあわせて月次請求書（様式第12号）を提出することができる。

（支援金の支払い等）

第16条 事務局は前条の規定による適正な請求書を受理した日から、30日以内に対象事業者に支援金を支払うものとする。

（支援金の交付条件）

第17条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要領の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他

の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(4) 旅行商品、宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

(5) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 対象事業者は、前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（状況報告及び調査）

第18条 神奈川県及び事務局は必要に応じて対象事業者から報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

（支援金の交付決定の取消し）

第19条 事務局は、対象事業者がこの要領の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

（支援金の返還）

第20条 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

（不正利用の防止について）

第21条 対象事業者は不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

第22条 この要領に定めのない事項が発生した場合、神奈川県と事務局で協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和元年12月19日から施行する。